

## 豊岡市産業技術ホームページ「テクノビ豊岡」掲載企業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市産業技術ホームページ「テクノビ豊岡」(以下「ホームページ」という。)に掲載する企業(個人事業者を含む。以下同じ。)の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載企業)

第2条 ホームページに掲載する企業は、市内に事務所、工場などを置く企業(ものづくり企業に限る。)のうち、豊岡市広告掲載要綱(平成19年豊岡市告示第238号)第4条各号に規定する企業以外の企業とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市税等の滞納がある企業のうち、協議に基づき計画的に滞納分を納税している企業をホームページに掲載することができる。

(掲載料)

第3条 ホームページの掲載料は、無料とする。

(掲載の申込み)

第4条 ホームページへの掲載を希望する企業(以下「掲載希望企業」という。)は、ホームページ掲載申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、第2条に規定する掲載企業の要件に該当するかどうかを調査し、要件に該当しないときは、掲載希望企業にその旨を通知するものとする。

(掲載の手続き)

第5条 市長は、ホームページ掲載申込書の提出を受けたときは、入力に必要な情報及び説明書類を掲載希望企業に送付するものとする。

(掲載情報の削除)

第6条 市長は、ホームページ掲載内容が一定期間以上更新されないとき、掲載内容が不適切であるとき、第2条に規定する掲載企業の要件に該当しないことが判明したとき、その他企業情報を掲載することが不適当であると判断したときは、掲載情報を削除することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。